【自治会防犯カメラ管理・運用規程】

１　趣旨

　この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、　　　　自治会に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

２　設置目的

　防犯カメラは　　　　自治会における安全と安心のために設置するものとする。

３　管理責任者等

①　防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

②　管理責任者は、　　　　　　　　とする。

③　管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

④　操作取扱者は、　　　　　　　　とする。

⑤　管理責任者の責務は次のとおりとする。

ア　画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

イ　操作取扱者に対する指導、監督に関すること。

ウ　その他画像等の適正な取扱いに関すること。

４　設置の場所等

①　設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、　　　　自治会に　　台の防犯カメラを設置する。

②　設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

５　画像の保管等

①　保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。

②　保存期間

保存期間は、　　日とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

③　画像等の消去

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

６　画像等の利用及び提供の制限

記録された画像等は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。提供する場合は、自治会等の責任において実施するものとする。

①　法令に基づく場合

②　人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

③　捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像等の提供を行うときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像等の内容等を別記様式に記録するものとする。

７　維持管理

防犯カメラの機能維持のため、３箇月ごとに保守点検を実施するものとする。

８　問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ、苦情等を受けたときは、迅速、かつ、誠実に対応するものとする。

この規程は、令和　　年　　月　　日から実施する。

別記　情報提供記録様式（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提供日時 | | |  |
| 提供先 | 団体名 | |  |
| 職・氏名 | |  |
| 連絡先 | |  |
| 提供理由 | | |  |
| 画像等の内容  撮影範囲  録画期間等 | | |  |
| 提供方法等 | | | 提供取扱者氏名 |
| その他 | |  | |